

## ○管理者の専決処分事項指定について

〔昭和57年6月24日〕

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条第1項の規定により、次の各号に掲げる事項は、管理者において専決処分することができるものとして指定する。

- 1 法第96条第1項第12号に規定する和解のうち輕易と認められるもの。
- 2 法第96条第1項第13号に規定する損害賠償で、1件の金額が500,000円以下の額を決定すること。